

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 17 年 9 月 19 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、砂防指定地内河川である久筋川、内浦川、猪尻川及び支川、野路川、奥条川、赤仁田川、大長北川、高田川（以下これらを「久筋川等」という。）に架けられている全ての橋について、許可権者（国有地管理者）が、橋の設置者に対して、「行政財産上の排他的、かつ、独占的な使用権の設定」を許可している事実を明らかにする文書（①橋梁の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録を含む。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関では、本件請求に対し、久筋川等に架けられている橋についての広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年条例第 47 号。以下「管理条例」という。）に基づく占用許可又は同意の起案文書（以下「本件対象文書」という。）について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 17 年 11 月 1 日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は本件処分を行うに際し、平成 17 年 10 月 3 日付けで、異議申立人に補正通知を行い、同月 10 日付けで、異議申立人から当該補正通知への回答書が提出され、さらに、実施機関は、同月 12 日付けで、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、決定期間の延長を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 17 年 12 月 18 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該開示請求書で請求した行政文書は、実際に架けられている橋について、①橋の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠

性を調査した記録であるが、広島県は、行政文書不存在通知書という裁量権を濫用した処分を強行した。

(2) 広島県は、開示請求の対象とされた行政文書の件名を「広島県砂防指定地管理条例に基づく（以下略）」という内容に一方的にすり替え、管理条例が施行される以前の行政文書に関する開示決定等を全く行わなかった。

現行許可申請書の提出が義務付けられたのは、昭和 46 年 2 月 1 日施行の広島県砂防指定地管理規則（昭和 46 年規則第 3 号。以下「管理規則」という。）によるものからであり、かつ、砂防法などの法令を踏まえれば、許可権者（国有地管理者）が、橋梁の設置者に対して「行政財産上の排他的、かつ、独占的な使用権の設定」を許可している事実を明らかにする文書を作成又は取得しているはずである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

砂防指定地内の河川に橋を設置しようとする者は、管理条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、広島県知事へ事前に申請書（以下「許可申請書」という。）を提出のうえ許可を受けなければならないとされている。

許可申請書の提出があった場合には、記載事項に漏れがないかどうか（橋の所在地名及び河川名を含む。）また、申請内容が必要不可欠性などの許可基準を満たしているかどうかを審査し、その記録を審査記録簿に記載することとしている。橋の所在地名や河川名が記載された許可申請書及び必要不可欠性などを審査した審査記録簿は、当該申請に対する許可審査に係る起案文書の中につづられ、年度ごとに保管されている。

本件請求の内容から、呉地域事務所建設局（以下「本件担当建設局」という。）において、当該起案文書を本件請求の対象となる行政文書と特定し、本件担当建設局が管轄している安浦町、川尻町、豊浜町及び豊町内の砂防指定地内河川について、検索を行った。

その結果、同町内の砂防指定地河川のうち、久筋川等に架かる橋については、許可申請書が提出されていなかったことから、不存在を理由として不開示としたものである。

本件請求の内容は、「行政財産上の排他的、かつ、独占的な使用権の設定」を許可している事実を明らかにする文書であり、久筋川等に架かる橋については、許可申請書が提出されていないのであるから、本件対象文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

本件請求の開示請求書によると、異議申立人は、異議申立人らの砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可申請に対する不許可処分に係る審査請求における裁決書に、実施機関が、国有地である河川に工作物である橋梁を設置する行為は原則禁止であり、特別な場合に限り、例外的に許可権者は許可している、また、橋梁が投影する河底を占有することは、許可権者が橋梁の設置者に対して「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」を許可していることになる旨を記載していることを踏まえて本件請求をした。

本件請求に対し、実施機関は久筋川等に架かる橋について占有許可申請書又は協議書（以下これらを「占有許可申請書等」という。）が提出されていないため本件処分を行ったところ、異議申立人は、実際に架けられている橋について文書を請求したのに、行政文書不存在という処分を強行した旨主張していることから、異議申立人は、実施機関において、占有許可申請書等の提出がされていない橋の設置者に対しても「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」を許可又は同意（以下これらを「許可等」という。）しているはずであると考へ本件異議申立てをしたものと解される。

2 本件処分の妥当性について

そもそも「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」は、実施機関が上記裁判書において、国有地占有について定義したものであって、占有許可申請書等が提出されていないものに対して「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」、すなわち占有の許可等を行うことはあり得ない。

したがって、占有許可申請書等を提出していない橋について、「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」を許可等している事実を明らかにする文書が存在しないのは当然である。

また、異議申立人は、開示請求書に「①橋梁の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録を含む。」と記載しているが、そのような調査は占有許可申請書等が提出されてから、申請書類に基づいて行われるものと考えられる。

以上のことから、実施機関が久筋川等に架かる橋について占有許可申請書等が提出されていないため本件処分を行ったことは妥当である。

なお、異議申立人は、開示請求の対象とされた行政文書の件名を実施機関が「広島県砂防指定地管理条例に基づく（以下略）」という内容に一方的にすり替え、管理条例が施行される前の行政文書に関する開示決定等を全く行わなかった旨主張している。

しかし、管理条例の附則2で「この条例の施行前に広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号）の規定によってした処分、届出、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってした行為とみなす。」と規定されており、管理規則の規定によって行った処分は管理条例の規定によって行ったとみなされており、また、同日付けで異議申立人から開示請求のあった河川名が異なる同趣旨の別の開示請求に対し、実施機関は、管理規則の規定による文書を対象文書としていることから、本件請求に対して管理規則によるものを除いて対象文書を検索したとは考えられず、上記判断に影響しない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 2. 10	・ 諮問を受けた。
18. 2. 28	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 12. 8	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 12. 12	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 1. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 2. 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 1. 29 (平成 25 年度第 10 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 2. 26 (平成 25 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授